

お知らせ
領事窓口業務の一時的変更について
(受付時間及び一部証明書等の交付にかかる日数の変更)

令和2年2月21日
在シンガポール日本国大使館

領事窓口利用者の皆さまへ

2月25日(火)から当館領事班における窓口業務を以下のとおり一時的に変更させていただきます。

1 旅券、証明書、戸籍関係の届出等

(1) 受付時間の変更

旅券、証明書、戸籍関係の届出等は午前中のみの受付とさせていただきます。
(午後の受付業務を一時停止)

■現行：午前8時30分から12時、午後1時30分から午後4時まで

■変更後：午前8時30分から12時まで

(2) 旅券交付までの処理日数の変更

交付は申請日から5開館日とさせていただきます。

■現行：申請日を起算日として4開館日

■変更後：申請日を起算日として5開館日 (例：月曜日申請→金曜日交付)

(3) 一部証明書について交付までの処理日数の変更 (即日交付の一時停止)

対象となる以下の証明書については、申請日を起算日として3開館日の交付とさせていただきます。

【対象となる証明書】

- ① 身分事項に係る証明書(出生、婚姻、離婚、死亡証明書等)
- ② 自動車運転免許証抜粋証明書
- ③ その他(在留届出済証明書等)

■現行：即日交付

■変更後：申請日を起算日として3開館日 (例：月曜日申請→水曜日交付)

【注1】在留証明、署名証明は従来通り即日交付。

【注2】在外選挙人登録につきましては従来通り受付しております(午前8時30分から12時、午後1時30分から4時まで受付)。入館の際にセキュリティスタッフに在外選挙人登録のための来館であることをお伝えください。

2 査証

(1) 受付時間の変更

① 申請

■現 行：午前8時30分から12時まで

■変更後：午前9時から11時まで

② 交付

■現 行：午後1時30分から午後4時まで

■変更後：午後2時から3時まで

(2) その他

- ① 通常の申請書類に加えて過去の渡航歴に関する質問票を提出して頂いています。詳細は当館ホームページにてご確認ください。
- ② 新型コロナウイルスに関する水際対策強化等に伴い、査証の審査期間は通常より時間がかかりますので、あらかじめご了承ください

3 注意事項

- (1) 受付時間の変更等に伴い窓口が混み合う可能性も予想されますので、時間に十分余裕を持ってご来館ください。またお急ぎでない案件につきましては少し時期をずらしてご申請頂く等、ご理解ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。なお今回の業務変更につきましては一時的な措置ですので、ご来館前には必ず当館ホームページで最新の情報をご確認ください。
- (2) また、急を要する案件や人道案件につきましては、従来通り個別に対応させていただきます。当館としましては皆さまに従来通りの領事サービスを提供できるよう努めていく所存でございますので、何かご相談等ありましたら遠慮なく領事班までご連絡ください。

ご迷惑をお掛けしますが、皆さまのご理解とご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

(了)